

## 令和4年度宇佐市関係人口創出事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

本要領は、担い手不足解消や移住・定住の促進をはじめとした地域課題の解決を図るために実施する関係人口創出事業を行うに際し、適切な企画力、発信力、経験等を持つ事業者を選定するために、必要な事項を定める。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 令和4年度宇佐市関係人口創出事業業務委託
- (2) 業務内容 「令和4年度宇佐市関係人口創出事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 令和4年9月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 提案限度額 900,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

### 3 委託業者選定方法

本要領に記載する「企画提案書」等を求め、提案者の経験及び実施の能力、提案価格及び提案内容を総合的に審査・評価し、本市に適した業者を選定する。

### 4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公告日から契約候補者の決定の日までの間に、本市において指名停止を受けていないこと。
- (3) 契約候補者の決定の日以前6か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条もしくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項もしくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされたものであっても更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (5) 宇佐市暴力団排除条例（平成23年7月1日条例第13号）第2条第1項及び第2項に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等に該当しないものであること。

## 5 参加手続等について

### (1) 提出書類

- i 参加表明書 様式 1
- ii 会社概要等整理表 様式 2
- iii 履歴事項全部証明書（法人でない場合は代表者の住民票）
- iv 印鑑証明書（法人でない場合は代表者の印鑑証明書）
- v 使用印鑑届 様式 4  
※支店等に委任する場合又は実印以外を使用する場合に限る
- vi 支店等委任状 様式 5  
※支店等に契約等に関する権限を委任する場合に限る
- vii 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書 様式 6
- viii 企画提案書 様式 7  
※【別紙 1】「企画提案書等作成要領」に基づいて作成及び提出を行うこと。

※ 提出部数 各 1 部

※ iii、iv について、過去 3 カ月以内に発行されたものであること。  
写しでも可とする。

### (2) 提出場所

〒879-0492 大分県宇佐市大字上田 1030 番地の 1  
宇佐市役所 総務部 総合政策課 企画調整係  
TEL 0978-27-8109 FAX 0978-32-2331  
E-mail kikaku05@city.usa.lg.jp

(3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便又は配達証明できるものに限り、必着）

(4) 提出期限 令和 4 年 7 月 22 日（金）17 時（必着）

## 6 質問及び回答

### (1) 質問書の提出期限

令和 4 年 7 月 13 日（木）12 時

### (2) 提出方法

質問書【様式 3】により、持参又は郵送（書留郵便又は配達証明できるものに限り、必着）もしくは電子メールにて事務局（kikaku05@city.usa.lg.jp）へ提出すること。ただし電子メールにて提出した場合は、その旨を電話にて連絡すること。

### (3) 質問への回答

① 回答期限 令和 4 年 7 月 15 日（金）17 時

② 回答方法

市のホームページに掲載。

## 7 受託候補者の選定

### (1) 選定方法

受託候補者の選定は、「宇佐市関係人口創出事業業務委託業者選定審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）が行い、受託候補者及び次点候補者を選定する。

なお、提案内容、提案価格に応じて複数の受託事業者を選定する場合がある。

## (2) 審査

企画提案書等について、【別紙2】評価基準表を基に審査を行う。

必要に応じて参加者へのヒアリングを以下の日程にて実施する。

ヒアリングを実施する場合、該当者へ7月25日（月）17時までに時間と方法を電子メールにて通知する。

### ・ヒアリング

日時：令和4年7月27日（水）14：00～15：30※予定

時間：1者につき20分程度

## (3) 受託候補者の決定

審査結果については、令和4年7月29日（金）に電子メール及び文書にて通知する。

受託候補者として複数の事業者を選定した場合はそれぞれの受託候補者と契約できるものとする。

## 8 スケジュール

No.	手 順	時期・期限等	備考
1	プロポーザル公告・実施要領の公表	令和4年7月 8日（金）	
2	質問書提出期限	令和4年7月13日（水）	12時まで
3	質問書に対する回答	令和4年7月15日（金）	
4	参加表明書・企画提案書等提出期限	令和4年7月22日（金）	17時まで
5	審査（ヒアリング）	令和4年7月27日（水）	
6	審査結果の通知	令和4年7月29日（金）	
7	契約候補者との契約締結	令和4年8月（予定）	

## 9 提案事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提案価格書の金額が、提案限度額を超えている場合
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合

- (6) ヒアリングに欠席した場合
- (7) その他、企画提案にあたり著しく審議に反する行為等があった場合

#### 10 契約の締結

- (1) 審査委員会により選定された事業者と、本要領及び仕様書、企画提案書類をもとに契約内容について協議を行い、契約条件について合意した後に「令和4年度宇佐市関係人口創出事業業務委託契約」を締結する。
- (2) 契約については、受託候補者との随意契約（地方自治法施行令第167条の2に規定する随意契約をいう。）をする。
- (3) 契約の際、企画提案書に記載され、選定で評価した項目については、契約時の「仕様書」に反映することがある。
- (4) 辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行うものとする。
- (5) 提案のあった内容が履行できない場合、また契約履行期限内に完成できなかった場合は、契約解除等の処分を行うこととなるため、実現可能な内容か十分に吟味した上で企画提案書等の作成をすること。

#### 11 その他留意事項

- (1) プロポーザルにかかる経費は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類等に記載された個人情報、本業務の事業者の選定のみで使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (3) 提出された企画提案書類は、市の許可なく公表及び使用してはならない。
- (4) すべての納品物に係る著作権は市に帰属する。
- (5) 業務上知り得た情報を他に漏らしてはいけない。
- (6) 受託候補者として特定された後に、提案内容を適切に反映した事業実施のために、業務の具体的な手順について提案を求めることがある。
- (7) その他不明な点については、宇佐市総務部総合政策課企画調整係に照会すること。
- (8) このプロポーザルは、1社の参加でも成立する。この場合、審査の上適当と認める場合に限り受託候補者とする。